様式第26号（第２条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　診療用エックス線装置

　　　　　　　　　　　　　　　診療用　　　　　　　　　　廃止届

　　　　　　　　　　　　　　　放射性同位元素装備診療機器

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 静岡県知事　鈴木　康友  静岡県東部保健所長 | 様 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 管理者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |

　　　　　　診療用エックス線装置

　次のとおり診療用　　　　　　　　　　を廃止したので、医療法第15条第３項の規定により届け出

　　　　　　放射性同位元素装備診療機器

ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 病院又は診療所の  名称及び所在地 |  |
| 装 置 等 | 製作者名　　　　　　　　　　　型式 |
| 廃止年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 廃止理由 |  |
| 廃止後の処置 |  |

（注）１　診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具又は診療用放射性同位元素に係る廃止の場合は、「診療用　　　　」の箇所に、その別を記入すること。

　　　２　診療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置又は放射性同位元素装備診療機器に係る廃止の場合は、装置等欄に製作者名及び型式を記入すること。